

お知らせ

令和6年6月1日から 入院時食事代の負担額が変わります

令和6年6月1日から、診療報酬改定に伴い入院時における食事代の負担額が下記のように変更します。

【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から	
①	一般の方	460円	➡ <u>490円</u>	
②	住民税非課税 の世帯に属す る方（③を除 く）	90日までの入院	210円	➡ <u>230円</u>
		長期入院該当 (過去12ヶ月で90 日を超える入院)	160円	➡ <u>180円</u>
③	②のうち、所得が一定基準に 満たない方など	100円	➡ <u>110円</u>	

※②、③に該当する方は、市町村が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時窓口に提出してください。